

意見書

無線設備規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年3月16日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年4月11日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

無線設備規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 改正内容

- 一 テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局であって、他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局（以下「地上デジタルテレビジョン放送の中継局」という。）の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）
- 二 地上デジタルテレビジョン放送の中継局の周波数の許容偏差を定めること。（別表第1号関係）
- 三 地上デジタルテレビジョン放送の中継局の搬送波の変調スペクトルの許容範囲を定めること。（別図第4号の8の8関係）

(2) 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、本年1月24日に情報通信審議会より「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」が答申されたことを受け、同条件に沿って新たに中継局に関する技術基準の規定の整備を行うものである。

平成15年12月に三大都市圏において開始され、昨年12月には全国の都道府県庁所在地において視聴可能となった地上デジタル放送の放送局については、これまで1つの技術基準しかなく、中継局にも親局と同じ基準が適用されてきた。

その一方で、地上デジタル放送は、平成17年12月の中継局ロードマップの公表や、平成18年8月の情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の

果たすべき役割」の第3次中間答申を経て、平成19年度以降中継局整備が本格化することが予定されている。

そのため、その迅速な整備に資するため、中継局の技術基準の策定が求められていた。

こうした背景のもと、情報通信審議会では地上デジタル放送の放送局を、上位局がない局、すなわち親局と、上位局がある局、すなわち中継局とに分類することとした上で、中継局の規模等に応じて、周波数許容偏差、空中線電力許容偏差及びスペクトルマスクに関する検討を行った。それらについて、無線設備規則及び同令の関係告示に反映させ、規定化するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
社団法人日本民間放送連盟	賛 成	

第3 理由

本件は、地上テレビジョン放送の中継局の技術基準を定めるため、無線設備規則の一部を改正するものである。

これまで、地上デジタルテレビジョン放送の放送局には1つの技術基準しかなく、中継局にも親局と同じ基準が適用されてきた。放送の完全デジタル化が本格化する中、平成15年12月に三大都市圏において開始された地上デジタルテレビジョン放送は、平成18年12月までに全国の都道府県庁所在地において開始されたが、平成19年度以降中継局整備が本格化する。このような背景から、情報通信審議会では「放送システムに関する技術的条件」のうち「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」について審議を行い、本年1月に答申されたところである。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、地上テレビジョン放送の中継局の技術基準の策定に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、地上デジタルテレビジョン放送の中継局の周波数の許容偏差、空中線電力の許容偏差及び搬送波の変調スペクトルの許容範囲の規定を追加しているが、これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件改正案は、地上テレビジョン放送の中継局の迅速な整備に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。